

南魚沼市ケアマネジメントに関する基本方針

令和3年10月6日

南魚沼市福祉保健部介護保険課

1 策定の目的

介護保険法の目的には要介護状態となっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことが定められています。また、介護支援専門員は、利用者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう市町村、事業者等との連絡調整を行い、その業務に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実に行わなければならないものとされています。

このため、介護支援専門員には、利用者を支える多職種の機関と連携し、利用者の変化に応じた必要なサービスを一体的に提供できるよう、ケアマネジメントを行うことが求められています。また、介護支援専門員のみならず、サービス事業者、地域包括支援センター職員等ケアマネジメントに携わる全ての者が、ケアマネジメントに関する基本的な考えを共有したうえで、適切なケアマネジメントを通じて、利用者の生活の維持向上が図られることが大切です。

南魚沼市では「南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」、「南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の中で基本方針について定め、これに基づいた運営をお願いしていますが、改めて、適切なケアマネジメントのあり方を共有し、更なるケアマネジメントの質の向上を図ることを目的として、「南魚沼市ケアマネジメントに関する基本方針」を策定します。

2 ケアマネジメントに関する基本方針

- (1) 指定居宅介護（介護予防）支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- (2) 指定居宅介護（介護予防）支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 指定居宅介護（介護予防）支援事業者は、指定居宅介護（介護予防）支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- (4) 指定居宅介護（介護予防）支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- (5) 指定居宅介護（介護予防）支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (6) 指定居宅介護（介護予防）支援事業者は、指定居宅介護（介護予防）支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

南魚沼市福祉保健部介護保険課介護保険係
〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1
TEL 025-773-6675 FAX 025-773-6723